

平成 27 年 2 月 24 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530303

研究課題名(和文) 諸政策行使の手番が経済に与える影響

研究課題名(英文) The effects of the timing of policy implementation on an economy

研究代表者

大川 隆夫 (Takao, Ohkawa)

立命館大学・経済学部・教授

研究者番号：10258494

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円、(間接経費) 690,000円

研究成果の概要(和文)： 研究の目的は次の二つである。1 貿易政策においてタイミングが内生的に選択できる時に、現実にとられている相殺関税措置がどのような条件下で起こりうるのかを理論的に検証すること。2 FTAという貿易自由化政策がどのようなタイミングで生じ得ると自由貿易が実現するのかを考察すること。結果は以下の通りである。1 相殺関税措置は外国企業に規模の経済性がある時にのみ生じる。2 FTA締結の順番により自由貿易が実現する場合としない場合がある。

研究成果の概要(英文)： The purposes of this research are as follows: 1 To clarify the condition where CVD (counter veiling duty) occurs if the timing of both export subsidy and tariff is endogenously determined ; 2 To determine whether a bilateral free trade agreement (FTA) acts as a building block for multilateral free trade(MFT).

The results are established as follows. 1 CVD can occur if foreign firms have their production technology with scale economy. 2 A bilateral FTA between two large countries can act as a building block for MFT; A bilateral FTA between two small countries acts as a stumbling block for MFT.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経済学・応用経済学

キーワード：貿易政策 タイミング 経済厚生 寡占競争

1. 研究開始当初の背景

不完全競争を前提とするこれまでの研究は、特定の制度や政策が企業の行動に与える影響に焦点を当てて行われてきた。しかし現実には、企業は複数の制度や政策を所与として様々な行動を決定している。例えば、国内外に財を販売している企業は、必ず、自国と外国の制度(税制や特許制度など)や経済政策(貿易政策や産業政策)に直面しつつ、企業の短期的および長期的な行動を決定しなければならない。国内のみに販売が限定されている企業であっても、国や地方公共団体のとる複数の政策の下で、意思決定を行っていることには変わりはない。

注意すべきことは、企業が直面する諸制度や諸政策の担当部署は同じではなく、しかも異なる目的の達成のためにそれらを行行使しているという点である。つまり、個々の政策当局は、他の種類の政策を行行使する部局と明示的に「協調」して行動している可能性が低い。このことは、ある目的のために採られた政策の効果が、別の目的の政策のために減衰されたり、増幅されたりする可能性を示唆している。加えて、企業間の戦略的相互依存関係が存在すると、一種の政策的「外部性」が企業の行動に影響を与えることになる。

このような問題意識の下、本研究では、目的を同じにする政策間競争ではなく、異なる目的を持った複数の政策が行われたとき、各政策が「外部性」となることで、所期の目的がどの程度達成可能なのか、意図せざる結果を招来してしまう可能性があるのかを明らかにすることを目的としている。

対象とする政策は、研究代表者および分担者の専門に照らし合わせ、主に、市場構造政策、知財政策のような制度を設計する政策と、関税補助金政策や租税政策のような市場に介入する政策の2種類に限定する。そしてこれら2種の政策のタイミング如何によって、生じるアウトカムがどの程度異なるのか？社会的な厚生観点から見て、どちらのタイミングの方が望ましいのか？ということ考察する。具体的には、次の2点に絞る。

目的1 市場構造政策のタイミングと貿易政策のタイミング

企業数を決定するような市場構造政策を与件とした上で、貿易政策がとられるケースとその逆のケースにおいて、企業の行動に及ぼす影響がどのように変化するのか、その結果、均衡の帰結がどのように異なるかを見る。

目的2 政策のタイミングと企業の長期的決定のタイミング

理論分析において、政策行使のタイミングの方が、企業行動のタイミングよりも「前」に置かれることが通常である。しかしながら、企業行動の長期的な決定が、政策行使前であ

ることも想定できる。このような場合の均衡の帰結について分析を行う。

2. 研究の目的

研究目的に関しては、当初は前節に記した2つの内容で進めていた。ところが、研究開始直後に目的1と2に合致する Etro (2011, IER) “Endogenous Market Structure and Strategic Trade Policy”が公開されたことで、研究目的のフォーカスの当て方を大幅に変更せざるを得なくなった。変更した研究目的は次のようなものである。

目的1' 複数の政策行使手段を有する際の内生的なタイミングの決定はどのようなになるのか？

貿易政策によっては、現実に行使されているにも関わらず、過去の理論研究では、行使のタイミングを内生的に決定するモデルを構築すると、件の貿易政策が実行されないことが判明している。そこで、過去の研究モデルを拡張し、件の政策が内生的に行使される経済的な状況を求める。

目的2' 政府が短期的視野を有している際に長期的な目的が達成可能か？

大概のモデルでは、政府は先の先を読んで政策を決定すると想定する。しかしながら、現実には政権の交代などの理由で、政策担当者は近視眼的な行動しかとれないと想定する方がもっともらしい。このような短期的な視野に立つ政府が、長期的な目標を達成することが可能かどうかを考察する。

以上をメインの目的に据え、Etroの論文の出現により後退を余儀なくされた当初の目的(1.に記載)に関しては、取り組めるものに関してはできるだけ成果を出すように努めた。

3. 研究の方法

研究を行った3年間は基本的に次のスタイルで研究を行ってきた。所属が異なる研究者で構成されているユニットであるがゆえに、いくつかの工夫を行った。

(1)各人分担を決めて、分業体制を敷いた。

(2)論文作成ソフトをLaTEXに統一し、作業の効率化を図った。

(3)メーリングリスト(ML)を作成し、新たな進展があった場合には、MLにファイル添付する。その際の添付ファイルはTEXのソースファイルとPDFとした。

(4)比較的大きな変更があった場合、あるいは問題点に突き当たった場合には、年数回の打ち合わせを利用して解決に努めた。

4. 研究成果

まず目的1'の方から記していく。先述した貿易政策の例として相殺関税を取り上げる。

相殺関税は、輸出国政府が同国企業に輸出補助金を給付していることに対して、輸入国政府が当該企業に関税を課すことによる制裁措置のことである。ただし、GATT&WTOのルールにより関税率は補助金を越えてはならないとなっている。

つまり、相殺関税においては、輸出国が先手で正の補助金を給付、輸入国が後手で正の関税率を課すが、関税率には上限がある、という状況が成立している。ところが輸出国と輸入国のタイミングが内生的に決定される過去の分析においては、以下の諸結果が得られた。

(1) 複占のケースでは、相殺関税に合致するタイミングがそもそも成立しない。

(2) 寡占のケースでは合致するタイミングは得られるが、合致するタイミングにおいて、輸出補助金とはならず輸出税あるいは補助金を抛出ししないという均衡を得る。

以上の結果は、線形経済(需要関数も費用関数も一次関数)を前提にしていた。そこで、費用関数を二次関数とし、規模に関して収穫逓増や逓減の状況を扱えるように拡張した。この拡張により次のような結果を得た。

規模の経済が働く場合には、理論的にも、現実の状況を満たす相殺関税措置が発動されうる。この結果は、Hayashibara, M., R. Nomura, T. Ohkawa, and M. Okamura, “The Equilibrium Countervailing Duty: Revisited,” mimeo. にまとめている。

次に目的 2' について執筆したものについて述べる。取り扱う政策は FTA である。現実の FTA の動向を見ると、近年では市場規模の異なる 2 国間 FTA が締結される傾向が見て取れる。そこで 2 国間 FTA が結ばれていけば、やがて全ての国の関税が撤廃される自由貿易が実現するのか否かについて考察した。

その際に、先述の通り、各国政府は近視眼的な視野を有して、今直面している当該の FTA を行うかどうかについて、FTA によって自分の国の厚生が増大すると判断すれば、その後結ばれるかも知れない FTA のことは斟酌せず、当該の FTA を結ぶと想定する。加えて、3 国間の市場規模は全て異なるとする。

これらの想定の下で得られた結論は次の通りである。

(1) 大規模国、中規模国、小規模国の 3 国が存在し、どこも FTA を結んでいないとする。この時、大規模国と中規模国との間の FTA が結ばれるか、あるいは中規模国と小規模国が FTA を結んでしまうかのどちらかのケースが起こりうる。

(2) 大・中間の FTA が生じた後は、大・小間の FTA が結ばれてから、中・小間の FTA が結ばれるか、あるいはその逆の順序になるかはわからないが、いずれにせよ自由貿易が生じる。一方、中・小間の FTA が初めて結ばれてしまうと、それ以上の FTA は締結されず、自由貿易は実現しない。

以上の事から、各国政府が近視眼的に行動

したとしても、長期的には自由貿易が実現することには、FTA をどの順番で締結するかのタイミングが関わっていることが判明した。この結果は雑誌論文の に纏められている。

以上の分析手法を Brander and Spencer 流の三国モデルに適用すると、逐次的な FTA(自由化政策)では、自由貿易は実現しないことは確認された。この結果は、Nomura, R., T. Ohkawa, M. Okamura, and M. Tawada, “Voluntary formation of free trade area in a third country market model”, *Discussion Paper Series* (Faculty of Ritsumeikan University), 14007, 2014. に纏められている。

Etro 論文の出現で、方向性の変更を余儀なくされた旧目的については、貿易政策とは異なる観点から分析を進めた。旧目的 2 に関しては、次のような分析を行った。

一つ目は特許に関するものである。補完的な特許が存在し、それらを一括して利用しないと財が生産できないような状況を考える。加えて、補完的な特許の所有者と財の生産者とは異なるという想定を置く。いうなれば、上流に特許の所有者が位置し、下流に財の生産者が存在するような状況である。もちろん、両部門に寡占競争を想定する。

この時、所有者や生産者の参入のタイミングが同時である時と異なる時には、次善の状態と比較して、参入の効率性が変わることを示した。この結果は、雑誌論文の に纏められている。

もう一つは、地方政府の補助金獲得競争に関するものである。地方政府の補助金給付競争と企業の立地選択のタイミングの相違で、地方政府の取るべき補助金率がどのようになるのかを分析した。具体的には、2 つの地域を考え、それぞれに地方政府が存在しているとする。総数一定の寡占企業がどちらかの地方への立地を選択する一方で、立地企業には各地方政府は補助金を給付するというモデルである。そして、給付前に立地を選択できる場合には、各地方政府はマイナスの補助金をかけるが、給付後にしか立地を選択できない場合は、正の補助金を給付することになる、という結果を得た。この結果は、Ohkawa, T., M. Okamura, and M. Okawa, “To attract firms, or not to attract firms: the is a Question”, *Discussion Paper Series* (Faculty of Ritsumeikan University), 13002, 2013. にまとめられている。

旧の目的 1 については、雑誌論文の とで行っている。自国政府内が複数の政策手段(自国企業への生産補助金と外国企業への関税賦課)を行使でき、かつそれぞれ独立した部門が担っていると。この時、両部門ともその目的が往々にして、経済厚生ではなく、各部門の interest を最大にするように行動することがありうる。このような場合、政策のタイミングというものは、厚生最大化の場合と比較してどのようになるのか、ということを考察した。

その結果、自部門の interest を最大にする場

合には、タイミングが同時から逐次になる可能性を示した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 13 件)

Okamura, M., J. Itaya, and C. Yamaguchi, “Partial tax coordination in a repeated game setting”, *European Journal of Political Economy*(査読有), vol.34, 2014, 263-278.

Nomura, R., T. Ohkawa, M. Okamura, and M. Tawada, “Does a bilateral FTA pave the way for multilateral free trade?” *Review of International Economics* (査読有), vol.21(1), 2013, 164-176.

DOI: 10.1111/roie.12028

林原正之, 「輸入国政府部門間の政策決定に関する分析」, 『追手門経済論集』(査読なし), vol.48(1), 2013, 18-34.

Nomura, R., “Effect of bilateral FTA on cost-reducing R&D activity in a developing country”, 『東海大学紀要 政治経済学部』(査読なし), vol.45, 2013, 117-126.

Okamura, M. and N. Mori, “Fiscal efficiency of government policies”, 『経済科学』(査読有), vol.60, 2013, 93-104.

Ohkawa, T., T. Shinkai, and M.Okamura, “The Tragedy of the Anti-commons in the Long-run in a Common Resource Economy”, *Japanese Economic Review* (査読有), vol.63(2), 2012, 171-184.
DOI:10.1111/j.1468-5876.2012.00571.x

林原正之, 「競争政策、輸出補助金政策および経済厚生：逐次手番補助金のケース」, 『追手門経済論集』(査読なし), vol.47, 2012, 121-141.

野村良一, 「自由貿易協定が技術選択に与える影響」, 『東海大学紀要 政治経済学部』(査読なし), vol.44, 2012, 151-164.

林原正之, 「品質改善投資補助金, Minimum Quality Standards と経済厚生：ベルトラン競争のケース」, 『追手門経済論集』(査読なし), vol.47, 2012, 74-93.

奥田麻衣・石田三樹・越智泰樹・岡村誠, 「国内企業の産業間移動と最適関税率」, 『地域学研究』(査読有), vol. 41(2), 2011, 359-374.

Ohkawa, T., M. Okawa, and M. Okamura, “Optimal tariff policy with endogenous location choice”, *International Journal of Development and Conflict*(査読有), vol.1, 2011, 321-338.

林原正之, 「品質改善投資補助金, Minimum Quality Standards と経済厚生」, 『追手門経済論集』(査読なし), vol.46, 2011, 1-27.

野村良一, 「逐次的技術選択と Second

Mover Advantage」, 『東海大学紀要 政治経済学部』(査読なし), vol.43, 2011, 105-117.

〔学会発表〕(計 1 件)

Nomura, R., “Expansion of FTA, Overlapping FTA, and Market Size” (with T. Ohkawa, M. Okamura, and M. Tawada), 日本国際経済学会第1回春季大会, 2011年6月11日, 龍谷大学(京都)

〔図書〕(計 0 件)

6. 研究組織

(1)研究代表者

大川隆夫 (Takao Ohkawa)
立命館大学・経済学部・教授
研究者番号：10258494

(2)研究分担者

林原正之 (Masayuki Hayashibara)
追手門学院大学・経済学部・教授
研究者番号：00104901

岡村誠 (Makoto Okamura)
広島大学・社会科学研究科・教授
研究者番号：30177084

野村良一 (Ryoichi Nomura)
東海大学・政治経済学部・講師
研究者番号：60465599